

募集要項の内容等に関する質問書に対する回答（滋賀県立陶芸の森）

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課

番号	質問項目	質問内容	回 答
1	管理業務の範囲外の業務に関して、資料3「指定管理者自主事業承認基準」に基づく県の承認について (募集要項P3(2))	・県とは、具体的にどの県が承認されるのか。担当課の判断になるのか…申請からのどの程度の時間が必要となるか。 ・積極的な投資とは、どのようなものを想定されているか。	・施設所管課の判断するところとなります。申請から承認までに約2週間を想定しています。 ・管理業務、自主事業の効果的、効率的な実施に資する人的・物的な投資を想定しています。
2	ネーミングライツに関して (募集要項P4、P16)	1)「陶芸の森」という名称について平成9年に商標登録を取得しているが、その兼ね合いは如何か。 2) P16上から9行目に記載の「ネーミングライツパートナーの申請に係る提案」とは何を示しているのか。その後の申請を行うことを確約する書類とは、どういった意味か？ 指定管理者が申請者を見つけることを確約するという意味か。 3) 同時期に募集されている他の県立施設においては、同じように「ネーミングライツ」に係る記述はあるが (P4)、その後のP16のような記述は見当たらないが、その違いは如何か？	・商標登録されている施設へのネーミングライツ導入は可能です。ただし、運用にあたっては県と協議の上で、実施していくことが想定されます。 ・ネーミングライツパートナーにかかる提案および提出書類については、審査基準に規定する場合に必要な記載ですが、今般の募集要項において、審査内容に含めないことから、募集要項16頁記載の「・ネーミングライツパートナーの申請に係る提案（指定管理者の申請者の働きかけに基づき、ネーミングライツパートナー申請を行うことを確約する書類を添付すること）」については不要となります。
3	6 管理業務に要する経費のうち減免基準a「家族ふれあ	・記載事項のa, b, c の子どもの観覧料無料の日に関して、減免による利用料金収入の減収については、既に管理料に当該減収分が見込まれていると記載されているが、減免に	・左記のような事情が生じた場合、基本協定書に基づき協議させていただきます。

	いサンデー」などの基準に関して (募集要項P5)	関する無料の日の定義に変更が生じた場合は、追加として減免分を補填いただけるのか如何か。	
4	(カ) 管理料積算に当たっての留意事項について ・また、リスク分担表で定める急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が認められる場合は・・・ (募集要項P6)	・予測不能な物価変動だけでなく、以前のようなパンデミック（コロナ禍）などで、やむなく休業の措置をとるような可能性があると考ええる。その場合、リスク分担表にある「需要の変動」の大きな利用料減などの減収が生じた場合も、同様に県と指定管理者との協議による措置が考えられるのではないかな。	・リスク分担表に従い、状況に応じて対応させていただきます。
5	(3) 管理基準 ア 休園日および開園時間について (募集要項P6)	・台風や地震などの緊急な非常事態の際には、やむなく閉園する場合が想定されるが、この場合の「知事の承認」について。台風は予測可能な場合が多いので、事前に承認申請をすることが可能であるが、地震などの災害においては、事後の申請は可能と考えてよいかな。 なお、募集要項文中に「知事」と「県」の承認といった使い分けがあるが、その違いは何か。	・ここでの「知事の承認」は、利用者の利便性向上等のための休園日等の変更を想定しています。 地震災害等が発生した場合、指定管理者から報告を受け、協議の上、休館等の措置を決定することが想定されます。 ・滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例などを踏まえた記載としています。
6	提出書類（オ） f 団体概要書に記載の設立趣旨、事業内容等のパンフレットについて (募集要項P17)	・設立趣旨や概要が分かるパンフレットについては、現地説明会時に県が配られたものと同様であるが、添付してよいかな。	・添付していただいて問題ありません。

7	9 指定管理者の指定等 (1) 指定管理者の候補者の選定 ・ア 審査時のヒアリング	・ヒアリング（審査会）における申請団体からの入室人数は如何か。 ・提出した資料以外に当日説明する資料を作成して審査を受けることは可能か。（PPTの使用の可否について）	・ヒアリング（審査会）における入室人数は5名以内としていただきますようお願いします。 ・提出した資料以外に当日説明する資料の作成は認めない予定です。またMicrosoft Powerpointを使用しての説明も認めない予定です。
8	資料5 管理料参考額の詳細について （募集要項P31）	・現指定管理期間内で行われている光熱費・人件費の高騰による補填は想定されているのか。特に電気料金について令和6年11月から契約の見直しがされているが算定額には考慮されているのか。	・光熱費・人件費の高騰等による補填については、今後の情勢を見極めながら判断することになります。 また、管理料参考額については、当該期間を含めた電気料金の実績額等から算出しています。
9	様式第2号 陶芸の森の管理運営に係る事業計画書 （イ）事業等の実施計画について	・実施計画について、記載の様式とは別のエクセルなどの資料を添付することは可能か。 ・枚数の制限はあるか。 ・10年間の計画なので、社会情勢の変化や施設改修等の関係で、指定管理者と認められてからも変更する可能性があるが、変更が生じた段階で県と協議するという理解でよいのか。	・県が記載を求める様式に則って、実施計画を作成いただくことを前提として、その様式内において、別紙による資料を入れていただくことは可能です。 ・枚数の制限は設けていませんが、冗長にならないようお願いします。 ・提出された10年間の計画に従って業務を行う中で、変更が生じた場合は、県と協議をする理解で差し支えありません。